

オンライン活用（会議）のあり方について

1 協議理由

本年4月1日施行で、オンラインを活用した委員会運営が可能となった（関係規則の制定）。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言が北海道に発出され（5月16日～6月20日）、本町議会として、当該期間に限り積極的なオンライン活用に努めた。この経過を踏まえ、委員会等の場で課題が提起されたことから、全員協議会で協議するものである。

2 根 拠

- (1) 芽室町議会委員会条例第13条の2（開催の特例）（R3.4.1 施行）
- (2) 芽室町議会オンライン委員会開催要綱（R3.4.23 制定）

3 関連例規の趣旨（現状）

- (1) 会議は「出席」を原則とする。
- (2) 災害時等の「特例」として活用する。
- (3) 「事前許可」を原則とする。
- (4) 会議を「機能継続」する手法とする。

4 課 題

- (1) オンライン許可条件の再考について
- (2) 議員のオンライン活用知識の向上について
- (3) 新しい会議手法のあり方の検討について
- (4) 通信料等の経費負担について

5 対応策（解決策）

- (1) 委員会（及び全員協議会）について
「3 関連例規の趣旨」により運用する。
- (2) 委員会以外（各種会議等）について
会議の内容により、関係根拠（BCP等）との整合を確認し適宜判断する。
- (3) 議員研修（OJT：職場内研修）について
今後の検討事項とする。
- (4) 継続調査について
新しい会議手法及び通信料等の経費負担について継続して検討する。